

第4章 本県が取り組む施策

目標の達成を実現し、医療費の適正化を図るために必要な以下の施策等に取り組みます。

1 県民の健康の保持の推進に関する施策

○ 生活習慣病の発症・重症化予防への取組

生活習慣病の発症及び重症化の予防を図るため、医療機関・学校保健・職域（企業）保健などと連携して、「新しい健康づくりプラン(仮称)」に基づき、喫煙対策などを始めとする要因別、疾病別の総合的な取組を推進します。

○ 健康づくりに関する情報の提供

「健康長寿あいちポータルサイト」を通じて、生活習慣病対策や健康づくり関連情報（運動施設、イベント情報）、健康促進プログラムなど、健康増進に有益な情報を県民に提供していきます。

○ 特定健康診査・特定保健指導に関する普及啓発

「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化月間」である毎年6月を中心に、マスメディア等を活用し、生活習慣の改善、疾病の早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査・特定保健指導の必要性について啓発します。

○ 特定健康診査等の実施率向上に向けた取組の支援

医療保険者の実施する特定健康診査と市町村の実施するがん検診の健診委託機関に関する情報を収集し、それぞれ市町村及び医療保険者へ提供することにより、双方の検診の同時実施を促進するなど、特定健康診査等の受診率向上に向けた取組を支援します。

○ 特定健康診査・特定保健指導に携わる人材の育成

特定健康診査・特定保健指導がより効果的に実施されるよう、医師・保健師・管理栄養士等を対象とした健診や保健指導技術等の向上を図るための研修を実施し、健診等従事者の資質向上を図ります。

○ 特定健康診査等データの分析、活用の推進

地域や医療保険者の有する健康課題の顕在化を図るため、各医療保険者に依頼して提供を受けた特定健康診査等のデータの分析・評価を行うとともに、その結果を各市町村・医療保険者へ還元し、県・市町村・医療保険者において、それぞれの健

康課題を明確にし、有効な健康施策を立案するために活用を図ります。

また、その他にも地域の健康課題に関する情報を2次医療圏ごとに開催される「地域・職域連携推進協議会」等へ積極的に提供していきます。

○ 保険者協議会の活動への助言

県内の各医療保険者が連携・協力して、被保険者等の健康の保持・増進を図るとともに、保険者の保健事業等の効率的かつ円滑な事業運営に資することを目的として設置されている愛知県保険者協議会に参画し、同協議会の事務局として愛知県国民健康保険団体連合会が行う医療費分析、特定健診等に係る普及啓発等の活動に積極的に助言を行います。

2 医療の効率的な提供の推進に関する施策

○ 医療機関の機能分化・連携の推進

5 疾病・5 事業について、医療の流れ（発症から入院、居宅復帰まで等）や医療機能に着目した医療連携体制を、二次医療圏ごとに「愛知県地域保健医療計画」の中に体系図として明示し、これを基礎に地域の医療機関が地域連携クリティカルパスを活用すること等により医療機関の機能分化と連携を図ります。

また、この取組が円滑に行われるよう、県全体として愛知県医療審議会において計画推進のための協議を行い、また各医療圏では市町村、地域医療関係者等による圏域保健医療福祉推進会議を開催し、推進方策などについて調整、協議します。

○ 在宅医療の推進

在宅患者が自らのニーズにあったサービスを選択できるよう、愛知県医療機能情報システムの運用により、地域の在宅医療情報の提供を行うとともに、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャーなど多職種が協力して在宅を推進していくための人材を育成し、在宅医療提供体制の推進を図ります。

○ 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを切れ目なく提供する地域包括ケアを推進するための検討を行い、愛知県における地域包括ケアシステムの構築を図ります。

○ 介護サービス等提供体制の整備

高齢者の要介護状態にかかわらず可能な限り自宅で自立した日常生活が営めるよ

う、「第5期愛知県高齢者健康福祉計画」に基づき、在宅サービスを重視しつつ地域の実情に応じた在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた介護基盤整備を進めます。

また、24時間安心して在宅で暮らせるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの充実に努めるとともに、安否確認、緊急時の対応、生活相談、配食サービスなど多様な見守りサービスが提供される体制の構築を支援します。

○ 療養病床の転換に関する支援

医療機関が療養病床の転換を円滑に実施できるよう、転換に係る情報提供及び相談対応を行うとともに、交付金（地域介護・福祉空間整備交付金）や助成金（病床転換助成事業）等を活用し、今後の国の動向を注視しながら、転換整備を支援していきます。

○ 後発医薬品の適正使用の推進

県ホームページの活用や講習会等により県民への後発医薬品の普及啓発を実施するとともに、後発医薬品の使用に関して十分な理解や信頼を得られるよう、「愛知県後発医薬品適正使用協議会」を開催し、医療関係者・医薬品業界団体・保険者・消費者団体等との情報の共有に努めます。

また、国民健康保険の保険者（市町村及び国民健康保険組合）及び愛知県後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者への後発医薬品希望カードの配布や差額通知を実施するよう、指導・助言を行います。

○ 意識啓発を通じた適正な受診の促進

関係機関と連携して適正な受診について県民の意識啓発を図ります。

また、国民健康保険の保険者（市町村及び国民健康保険組合）及び愛知県後期高齢者医療広域連合に対し、診療報酬明細書の審査及び点検の充実強化並びに重複受診者・頻回受診者への保健師の訪問指導の実施について、指導・助言を行います。